

重要事項説明書

【介護予防支援サービス】

利用者_____様

事業者：株式会社 ALC

介護予防支援サービス 重要事項説明書

(令和 6 年 4 月 1 日現在)

1. 担当する介護支援専門員

担当部署 介護予防支援

担 当 ケアマネジャー _____

連 絡 先 079-441-7690 (平日 8 : 30 ~ 17 : 30)

土曜・日曜・祝日・12月29日～1月3日休み

担当の変更にあたっては、文書により、ご説明させていただきます。

2. 事業所の概要

事業所名	介護相談室あえる
所在地	加古川市野口町北野 1289-2
連絡先	TEL : 079-441-7690 FAX : 079-441-7691
管理者の連絡先	同上
営業日	平日 (土曜・日曜・祝日・12月29日～1月3日休み)
営業時間	8 : 30 ~ 17 : 30
サービス提供実施地域	加古川市

3. 当事業所の法人概要

事業所名	株式会社 ALC
所在地	加古川市野口町北野 1289-2
連絡先 (代表)	TEL : 079-441-7690
法人種別	営利法人
代表者	代表取締役 花田 原樹
法人の行う他の業務	(介護予防) 訪問介護、(介護予防) 通所介護 (介護予防) 福祉用具貸与、特定 (介護予防) 福祉用具販売

4. 当事業所の従業員

職種	職務内容	人員数
管理者	管理・指導	1 人
介護支援専門員	ケアプラン作成	1 人以上

5. 事業の目的・運営方針

事業の目的	要介護者又は要支援者からの相談に応じ、及び要介護者又は要支援者がその心身の状況等に応じ、適切な居宅サービス又は施設サービスを利用できるよう市町村、居宅サービスを行う者、介護保険施設等との連携調整等を行うことを目的とします。
運営方針	1 利用者が要支援状態となった場合でも、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮します。 2 利用者の心身の状況やその置かれている環境に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮します。 3 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることがないよう公正中立に介護支援サービスを行います。 4 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。

6. 提供する介護予防支援サービスの内容

内容	提供方法	保険適用
介護予防サービス支援計画の作成	1 利用者のお宅を訪問し、利用者やご家族に面接して情報を収集し、解決すべき問題を把握します。 2 自宅周辺地域における複数の指定居宅サービス事業者が実施しているサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者やご家族に提供し、利用者にサービスの選択を求めます。 利用者は介護予防サービス支援計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができます。 3 提供するサービスが目指す目標、目標の達成時期、サービスを提供するうえでの留意点などを盛り込んだ介護予防サービス支援計画の原案を作成します。 4 介護予防サービス支援計画の原案に位置付けた指定サービス等について、保険給付の対象となるサービスと対象とならないサービス（自己負担）を区分して、それぞれ種類、内	○

	容、利用料等を利用者やその家族に説明し、その意見を伺います。 5 介護予防サービス支援計画の原案は、利用者やその家族と協議したうえで、必要があれば変更を行い利用者から文書による同意を得ます。 ※サービス担当者会議についてテレビ電話装置等を活用して行う場合は当該利用者等の同意を得ます。	
居宅サービス事業者等との 連絡調整・便宜の提供	1 介護予防サービス支援計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。 2 利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望した場合には、利用者に介護保険施設の紹介その他の支援を行います。	○
サービス実施状況の把握・ 介護予防サービス支援計画 等の評価	1 利用者及びその家族と毎月連絡をとりサービスの実施状況の把握に努めます。 2 利用者の状態について定期的に再評価を行い、利用者の申し出により又は状態の変化等に応じて介護予防サービス支援計画の評価、変更等を行います。	○
給付管理	介護予防サービス支援計画の作成後、その内容に基づいてサービス利用票・提供票による給付管理を行うとともに、毎月の給付管理票を作成し、兵庫県国民健康保険団体連合会に提出します。	○
相談・説明	介護保険や介護に関することは、幅広くご相談に応じます。	○
医療・主治医への連絡	ケアプランの作成時（又は変更時）やサービスの利用時に必要な場合は、利用者の同意を得たうえで、関連する医療機関や利用者の主治医との連携を図ります。 ※病院等に入院しなければならない場合には、退院後の在宅生活への円滑な移行を支援等するため、早期に病院等と情報共有や連携をする必要がありますので、病院等には担当する介護支援専門員の名前や連絡先を伝えてください。	○

財産管理・権利養護への対応	利用者がサービスを利用する際に、その所有する財産の管理や権利擁護について問題が発生し、第三者の援助が必要な場合には、利用者の依頼に基づいて関連機関への連絡を行います。	○
介護予防サービス支援計画の変更	利用者が介護予防サービス支援計画の変更を希望した場合又は事業者が居宅サービスの変更が必要と判断した場合には、利用者の意見を尊重して、合意のうえ、居宅サービスの変更を行います。	○
要介護認定等にかかる申請	利用者の意思を踏まえ、要介護認定等の申請に必要な協力を行います。 利用者の要介護認定有効期間満了の30日前には、要介護認定の更新申請に必要な協力を行います。	○
訪問回数	介護支援専門員が、利用者の居宅を訪問し状況の把握等を行います。概ね3ヶ月あたり1回程度。	○
サービス提供記録の閲覧交付	介護予防支援サービスの提供に関する記録（電磁的方法等可）を作成し、その完結の日から5年間保管します。 利用者は、サービス提供実施記録を閲覧し複写物の交付を受けることができます。 利用者は、契約終了の際には事業者に請求して直近の介護予防サービス支援計画及びその実施状況に関する書面の交付を受けることができます。	
介護支援専門員の変更	介護支援専門員の変更を希望する場合は、相談窓口担当者までご連絡下さい。	

7. サービスの利用料及び利用者負担（料金）

当社の介護予防支援サービス（介護予防サービス支援計画の作成・変更、事業者との連絡調整、相談説明等）は、原則として利用者の負担はございません。

※ 但し、利用者の保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、下記のサービス利用料金の全額をいったんお支払い頂き、当社からサービス提供証明書を発行いたします。（サービス提供証明書を市役所の窓口に出しますと、後日払戻しとなる場合があります。また、滞納期間によって

は全額が利用者のご負担となる場合もあります。)

- ・介護予防支援費（Ⅱ）472 単位

(その他の費用)

内容	金額
交通費	無料です。 ただし、通常の事業の実施地域を越えて行う指定介護予防支援に要した交通費は、その実費を徴収します。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収します。 （１）通常事業の実施地域を越えた地点から 片道概ね 10 k m 未満 400 円 （２）通常事業の実施地域を越えた地点から 片道概ね 10 k m 以上 800 円
申請代行料	要介護認定の申請代行にかかる費用は無料です。
サービス提供実施記録コピー等代金	サービス提供の実施記録を利用者に交付する場合にコピー料金等の実費負担が必要となります。

8. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (１) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	大住 衣織
-------------	-------

- (２) 成年後見制度の利用を支援します。

- (３) 苦情解決体制を整備しています。

- (４) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

- (５) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を開催しています。

- (６) 虐待の防止のための指針を整備しています。

9. 契約の終了と自動更新について

契約の有効期間については、要支援認定の有効期間の満了日でいったん終了することとなります。ただし、有効期間の満了30日前までに、利用者から契約を終了する旨の申し出がない場合には、この契約は次の要支援認定の有効期間まで、自動的に更新されます。

事業所は、正当な理由がなく、介護予防支援サービスの提供を拒否することはありません。ただし、以下の場合等、当事業所や当事業所のサービス従業者に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、介護予防支援サービスを中止させていただくとともに、ただちに当該市区町村に状況報告をいたします。

①介護給付等対象サービスの利用に関する指示に従わない等により、要支援状態等の悪化をもたらす場合

②介護予防支援サービスに必要な居宅への訪問や、介護支援専門員等からの連絡に対し、故意に拒否をするなどし、適切な介護予防支援サービスの提供をすることが困難と当事業所が判断した場合

③偽りその他の不正行為によって保険給付を受け、または受けようとした場合

④下記のような行為があり、ハラスメントに該当するとみなされる場合

■暴力又は乱暴な言動、無理な要求 ・物を投げつける ・刃物を向ける、服を引きちぎる、手を払いのける ・怒鳴る、奇声、大声を発する ・対象範囲外のサービスの強要

■セクシュアルハラスメント ・介護従事者の体を触る、手を握る ・腕を引っ張り抱きしめる ・ヌード写真を見せる ・性的な話し卑猥な言動をする など

■その他 ・介護従事者の自宅の住所や電話番号を聞く ・ストーカー行為 など

10. 契約期間途中での解約の場合

この契約は、契約期間中であっても、利用者の方から解約を希望する場合、7日前までにお申し出いただければ解約することができます。

※ 解約の場合は、次の事業所への引継ぎなど、利用者が保険やサービスを滞りなく利用していただくための手続きが必要ですので、月末以外の解約や次の事業者との契約開始日にはご注意下さい。

11. プライバシーの保護

当社は、利用者にサービスを提供するうえで知り得た情報は、契約期間中はもとより、契約終了後においても、別に定める「個人情報の取得と取扱いについて」に記載した目的に以外に、決して第三者に漏らすことはありません。

また、利用者やそのご家族に関する個人情報が含まれる記録物に関しては、善良な管理者の注意をもって管理を行い、処分の際にも漏洩の防止に努めます。

ただし、サービスを提供する上で、ご利用者様やご家族様の情報が必要となる場合があります。別紙の「個人情報の取得と取扱いについて」により説明させていただきます。

12. 損害賠償について

株式会社 ALC は以下の内容で賠償保険に加入しています。株式会社 ALC が利用者に対して賠償すべきことが起こった場合、誠実に対応するとともに、賠償責任保険に基づき金銭等により賠償をいたします。

加入保険会社	損害保険ジャパン株式会社
保険の種類	賠償責任保険
業務内容	介護予防支援事業・居宅介護支援事業 訪問介護事業・通所介護事業・福祉用具 貸与事業・特定福祉用具販売事業 住宅改修
当事業所の連絡担当者	(氏 名) 花田 原樹 (連絡先) 079-441-7690

13. サービスの苦情相談窓口

当社は提供したサービスに苦情がある場合、又は作成した介護予防サービス支援計画に基づいて提供された居宅サービスに関する苦情の申し立てや相談があった場合は

速やかに対応を行います。

サービスの提供に関して苦情や相談がある場合には、以下までご連絡下さい。

- 当社の苦情相談窓口 担当：代表取締役 花田 原樹

連絡先：079-441-7690 受付時間：8：30～17：30（平日）

※ 介護保険の苦情や相談に関しては他に、下記の相談窓口があります。

- 兵庫県国民健康保険団体連合会 介護保険課苦情相談

連絡先：078-332-5682 F A X：078-332-5650

受付時間：9時から17時15分まで（土・日・祝日・年末年始を除く）

- 加古川市役所 法人指導課

連絡先：079-427-9391 F A X：079-421-2063

受付時間：8時30分から17時15分まで（土・日・祝日・年末年始を除く）

介護予防支援の提供開始にあたり、株式会社 ALC は利用者に対して本書面に基づいて重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

住所 加古川市野口町北野 1289-2

事業者名 株式会社 ALC

事業所名 介護相談室あえる

代表者名 代表取締役 花田 原樹 印

説明者名 印

私は、本書面により事業者から重要事項の説明を受けました。

利用者 住所

氏名 印

(代筆者欄)

代理人 住所

氏名 _____ 印 _____